

消費税率引き上げに対応した 新庄市プレミアム付商品券発売を前に

取扱店大募集!

消費税率引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券事業が行われます。

この事業では、商品券が使用できる店舗は公募に応じて登録した店舗のみとなりますので、商品券発売を前に、**取扱店を募集**します。

登録は無料。
早めの応募
お願いします。

新庄商工会議所
マスコットキャラクター
「んだにゃん」



登録受付は **8月20日(火)まで** **忘れずに!**

\\ 注 意 //

- 新庄市内に店舗または事業所を有することが必要です。
- 登録するには、裏面の「取扱店申込書」を商工会議所に提出します。
お申込みは FAX(22-6857)または新庄商工会議所迄、直接ご持参ください。
- 申込書は、新庄商工会議所の窓口で配布するほか、
ホームページ (<http://sjcci.or.jp>) からダウンロードできます。
- 登録は8月20日で終了しますので、お早めに登録をお願いします。

商品券事業の概要

- 1. 実施主体** 実施主体は新庄市で、新庄商工会議所が商品券の販売・換金事務を受託します。
- 2. 事業内容** 対象者一人につき、2万5千円分の商品券を2万円で購入できる引換券を配布します。
- 3. 対象者** 2019年度分の住民税（均等割）が課税されていない方又は2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主です。
- 4. 事業規模** 事業規模は、約1億7千5百万円です。
- 5. 使用期間** 商品券の使用期間は、令和元年10月1日から令和2年2月29日までです。
- 6. 換 金** 商工会議所において換金します。なお、換金手数料は不要です。
- 7. その 他** 商品券で販売することができない商品等を定めています。



商品券事業については **新庄市商工観光課** ☎29-5847
取扱店については **新庄商工会議所** ☎22-6855

申込先FAX番号
22-6857

[新庄市プレミアム付商品券事業] 取扱店申込書

申 込 者	店舗名・事業所名 ■取扱店ガイドに掲載する名称	フリガナ			
	代表者				
	担当者				
	所在地	〒 -			
	連絡先	電話	-	FAX	-
	取扱品目又は業種	例) 米・灯油 / 飲食店 / 自動車整備			
	指定口座 ※振込希望の場合のみ ご記入ください。	金融機関名 (金融機関コード)	()	支店名 (店番)	()
	預金種類	普通・当座	口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人				

※上記の項目をすべてご記入ください。記入事項は、この事業のためにのみ使用いたします。

■商品券取り扱いにかかわる注意事項

1. 事業実施期間中は、取扱店として指定のステッカーを店頭に掲示してください。
2. 商品券の金額と同額の商品、サービスを提供してください。
3. 現金との引き換えはできません。また、つり銭は出さないでください。
4. 使用期限（2月29日）以降の商品券の受け取りは、おこなわないでください。
5. 最終の換金日（3月18日）を過ぎると換金できません。また、新庄市で発行した商品券以外は換金できませんので、偽造されたものや他の市町村の商品券には、十分に注意してください。
6. 商品券の盗難、紛失、棄損に対して、当所はその責を負いません。
7. 商品券の発売（10月1日）前に事業説明会を開催しますので、必ず参加してください。
8. 不正使用について審議する委員会を設置いたします。審議により換金できない場合もあります。

上記注意事項に同意し、取扱店に申込みします。

令和元年 月 日

店舗・事業所名

印

以下、商工会議所処理欄につき記入不要

受付日	受付番号	登録	確認
-----	------	----	----